

議案第 48 号

北本市立中学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正について

北本市立中学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 6 月 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市立中学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部を改正する条例

北本市立中学校屋内運動場夜間開放使用料条例（昭和 56 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例

第 1 条中「北本市立中学校屋内運動場」を「北本市立小学校及び中学校の屋内運動場」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。